

報告事項

平成23年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施について

平成23年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施について、別紙のとおり報告します。

平成23年8月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成23年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施について

高等学校課
特別支援教育課

1 制度の概要（資料1の実施要項に基づき実施）

（1）制度の目的

- ・校長が学校教育目標の実現や特色ある学校づくりなどを推進するために必要な人材確保の支援
- ・教職員の意欲の向上を図るとともに能力の発揮を促進

（2）公募実施校

- ・公募を希望する県立高等学校又は特別支援学校の校長が実施申請書を県教育委員会に提出
- ・県教育委員会が公募実施校を決定し、公表

（3）公募人数 公募実施校1校が公募できる教職員数は2名程度

（4）応募教職員

- ・対象者：平成24年3月31日現在で現任校の勤務年数が3年以上となる県立高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭及び実習助手（実習教諭を含む。以下同じ。）
- ・応募校数：1校
- ・提出書類：応募教職員は志願書及び応募論文を現任校の校長に提出し、現任校の校長が県教育委員会に進達

（5）選考方法

- ・公募実施校の校長が書類選考及び面接等を実施
- ・公募実施校の校長が応募教職員の意欲、適性、能力等を勘案して候補者を決定
- ・公募実施校の校長が県教育委員会に具申
- ・県教育委員会が校長からの具申を考慮した上で、平成23年度末人事異動に反映

2 日程等

- ・公募を希望する学校が県教育委員会に実施申請 平成23年9月30日(金)まで
- ・県教育委員会が公募実施校を決定・公表 平成23年10月中旬
- ・公募実施校による説明会の開催 平成23年11月4日(金)まで
- ・応募教職員が志願書及び応募論文を現任校の校長に提出
校長が県教育委員会に進達 平成23年11月18日(金)まで
- ・県教育委員会が応募教職員を取りまとめ公募実施校に通知 平成23年11月下旬
- ・公募実施校の校長が書類選考及び面接等を実施
公募実施校の校長が候補者を決定 平成23年12月上旬～中旬
- ・公募実施校の校長が県教育委員会に候補者を具申 平成23年12月22日(木)まで
- ・県教育委員会が配置を決定 平成24年3月下旬

3 過年度の状況（資料2参照）

4 平成22年度末人事異動公募制度との改正点

なし

平成 23 年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度実施要項

鳥取県教育委員会

1 趣 旨

この要項は、平成 23 年度末鳥取県立学校教職員人事異動に係る公募制度（以下「教職員人事異動公募制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

教職員人事異動公募制度は、校長が学校教育目標の実現や特色ある学校づくりなどを推進するために必要な人材の確保を支援するとともに、教職員の意欲の向上を図り能力の発揮を促進するため、人事異動の一環として実施する。

3 内 容

- (1) 教職員人事異動公募制度を実施する県立学校（以下「公募実施校」という。）は、学校運営上必要とする能力等を有する教職員を公募する。
- (2) 県立学校教職員のうち教職員人事異動公募制度に応募する教職員（以下「応募教職員」という。）は、公募実施校の中から 1 校に応募する。
- (3) 公募実施校の校長は、応募教職員の中から選考により候補者を選考し、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に具申する。
- (4) 県教育委員会は、公募実施校の校長の具申を踏まえて候補者の公募実施校への人事異動に努める。

4 公募実施校の決定

- (1) 教職員人事異動公募制度の実施を希望する県立学校は、教職員人事異動公募制度実施申請書（別紙様式 1）を作成し、主管課長に平成 23 年 9 月 30 日（金）までに提出する。（主管課長とは、高等学校にあっては高等学校課長、特別支援学校にあっては特別支援教育課長とする。以下同じ。）
なお、教職員人事異動公募制度実施申請書の作成にあたっては、公募する教職員像について具体的に記載するものとする。
- (2) 県教育委員会は、教職員人事異動公募制度の実施を希望する県立学校の中から公募実施校を決定する。
- (3) 県教育委員会は、公募実施校の教職員人事異動公募制度実施申請書を、当該公募実施校以外の県立学校に通知するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。
- (4) 公募実施校 1 校が公募できる教職員数は、2 名程度とする。

5 公募実施校による説明会等の開催

- (1) 公募実施校は、公募実施校に決定後から平成 23 年 11 月 4 日（金）までの間に、随時、公募内容についての説明会を開催し、公募する教職員像等の周知を図るものとする。
- (2) 公募実施校が行う説明会に参加する教職員のサービスの取扱は、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 16 号。以下「職専免規則」という。）第 2 条の表第 11 号の規定による職務専念義務の免除とする。

6 応募教職員

- (1) 教職員人事異動公募制度に応募することができる教職員は、平成24年3月31日現在で現任校の勤務年数が3年以上となる県立学校に勤務する教諭、養護教諭及び実習助手(実習教諭を含む。)とする。

なお、応募の時点で、産休、育休、病休、休職、内留及び研修中の教職員は除くものとする。

- (2) 応募教職員は、教職員人事異動公募制度選考志願書(別紙様式2)に教職員人事異動公募制度応募論文(別紙様式3)を添付し、現任校の校長に提出する。
- (3) 応募教職員の現任校の校長は、教職員人事異動公募制度選考志願書に所見を記載し、平成23年11月18日(金)までに主管課長あて親展文書で提出する。

7 選考方法

- (1) 県教育委員会は、教職員人事異動公募制度選考志願書を取りまとめて一覧表を作成し、公募実施校の校長に通知する。

- (2) 公募実施校の校長は、面接日時等を応募教職員が所属する校長を通じて応募教職員に連絡する。

なお、公募実施校が行う面接を受ける応募教職員のサービスの取扱は、職専免規則第2条の表第11号の規定による職務専念義務の免除とする。

- (3) 公募実施校の校長は、書類選考及び面接等を実施し、応募教職員の意欲、適性、能力等を勘案して候補者を決定する。

- (4) 面接方法等は、公募実施校の校長が定めるものとする。

なお、面接内容については、教職員人事異動公募制度の目的を踏まえた適切なものとなるよう留意する。

- (5) 公募実施校の校長は、選考した候補者を教職員人事異動公募制度候補者具申書(別紙様式4)に記載し、主管課長に平成23年12月22日(木)までに親展文書で提出する。

8 配置等

県教育委員会は、公募実施校の校長の具申を十分に考慮した上で、平成23年度末人事異動時に配置を決定する。

9 留意事項

教職員人事異動公募制度により異動した教職員は、3年を経過しなければ、再度、本制度に応募することはできない。

附 則

この要項は、平成23年7月25日から施行する。

鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施状況について

高等学校課
特別支援教育課

公募実施校及び応募教職員等の状況

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
鳥取東					
鳥取西					
鳥取商業					
鳥取工業					
鳥取湖陵					
鳥取緑風					
青谷					
岩美					
八頭					
智頭農林					
倉吉東					
倉吉西					
倉吉農業					
倉吉総合産業					
鳥取中央育英					
米子東					
米子西					
米子					
米子南					
米子工業					
米子白鳳					
境					
境港総合技術					
日野					
鳥取盲					
鳥取聾					
鳥取養護					
白兔養護					
倉吉養護					
皆生養護					
米子養護					
実施校計	4校	5校	10校	13校	12校
応募教職員	なし	2校に2名	3校に3名	2校に4名	3校に4名
異動数		2名とも異動	3名とも異動	4名中2名が異動	4名中3名が異動

平成20年度末から、制度の対象を特別支援学校にも拡大